

## 特定非営利活動法人巧 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人巧という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者に対して、日常生活や社会生活を支援する事業を行い、障害を抱える人たちの福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 社会福祉事業
- (2) その他上記の目的を遂行するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。  
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事の互選によってその業務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新

たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
  - (9) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議

決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない

ない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、富山市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大嶋 由嘉

理事 前澤 保

理事 森井 信次

理事 藤堂 貞昭

理事 上田 清彦

監事 田中 輝男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 1,000円

正会員会費 2,000円（1年間分）

(2) 賛助会員入会金 2,000円

賛助会員会費 5,000円（1年間分）

## 役員名簿

特定非営利活動法人巧

記

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	大嶋 由嘉		無
理事	前澤 保		有
理事	森井 信次		無
理事	藤堂 貞昭		無
理事	上田 清彦		無
監事	田中 輝男		無

### 備考

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

## 設立趣旨書

今日、障害者を取り巻く環境は、従来の支援中心の考え方から大きく転換し、障害のある方が自立し、生きがいを持って生活できる社会の実現が強く求められています。また、本年7月には障害者雇用率が2.5%から2.7%へ引き上げられる予定であり、障害者が一般就労へ進む機会は今後さらに増加すると考えられます。

しかしながら、障害者の離職理由として、業務遂行能力よりも「コミュニケーションの難しさ」が大きな要因となっていると言われていています。外に出て人と接する機会が増えれば改善が期待できますが、富山県の現行の工賃水準では、旅行や外食などの社会参加が難しく、休日は自宅に引きこもりがちになるという現実があります。

このような状況の中で、一人でも多くの障害者が一般就労へ進むためには、地域社会に溶け込むための多様なサポートが不可欠であり、障害者施設の果たす役割はますます重要となっています。

現在、特定非営利活動法人ひまわりは富山市よりA型・B型事業所の指定を受けていますが、A型事業所を廃止し、これまで培ってきた知見を継承しつつ、新たな課題に対応するため、改めて法人格を取得し事業を再構築したいと考えております。

新たに設立する法人では、雇用契約を締結する利用者に加え、作業能力は高いものの雇用契約には至らない障害者の方も受け入れ、訓練の場として機能させます。両者に対し、一般就労に向けた更なる能力向上を目的とした指導を行います。

具体的には、施設内での作業訓練に加え、一般企業での実習、外部講師によるコミュニケーション講座などを積極的に実施します。また、障害を持ちながら病気を克服した当事者を「ピアサポーター」として職員に登用し、より当事者に寄り添った支援を行い、一般就労への橋渡しを強化します。

私たちは、これらの活動を通じて障害者の社会的自立を力強く支援し、誰もが互いに支え合い、共に輝ける地域共生社会の実現を目指し、ここに法人を設立するものです。

### 1 設立準備委員会開催

令和8年1月24日開催し定款・事業計画・活動予算などを審議した。

## 設立総会開催

日 時 令和8年2月12日 午後 13 時 30 分から 14 時 15 分

開催場所 富山市太田213番地 太田ひまわり1階会議室で行われた。

## 協議事項

- 1 特定非営利活動法人巧趣旨書
- 2 定款
- 3 特定非営利活動法人巧が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認について
- 4 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画について
- 5 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算について
- 6 役員を選任について
- 7 設立代表者の選任について

以上について承認可決された

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人巧

### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの作成及び作業所の建築を行い、通所している利用者の指導や訓練を行う。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
社会福祉事業 (A型事業所)	ホームページの作成	(A) 4月から7月	(D) (E) 不特定多数	200
社会福祉事業 (A型事業所)	巧作業所建築	(A) 4月から11月	(D) (E) 不特定多数	26,500
社会福祉事業 (A型事業所)	利用者作業訓練	(A) 4月から9時から 15時30分 (B) 巧作業所 (C) 19人	(D) 巧に登録す る利用者  (E) 19人	47,460

計 74,160

#### 備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

## 設立翌事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人巧

### 1 事業実施の方針

- ・ 設立翌事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
社会福祉事業 (A型事業所)	一般就労するための訓 練	(A) 9時から15時30 分 (B) 巧作業所 (C) 20人	(D) 巧に登録す る利用者 (E) 20人	47,345

計 47,345

#### 備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

令和8年度活動予算書

法人設立の日から令和9年3月31日

単位：千円

収 入

区分	費 目	令和8年度予算額	A型事業
			説 明
事業費	会費(1)	33	NPO法人会費(11名×3,000円)
	事業収益(2)	47,315	
	訓練等給付金	41,040	1日9,000円×月延380人×12ヶ月(雇用契約者16人・非雇用者3人)
	処遇改善加算	3,939	41,040千円×0.96%=3,939千円
	預り金(社会保険料等)	2,000	社会保険料及び所得税など
	給食負担金	336	職員月3,500円×5人×12ヶ月、利用者月700円×15人×12ヶ月
	事業外収入(3)	27,052	
	雇用助成金・補助金・奨励金等	500	特定求職者開発助成金(2人分)富山県・富山市雇用奨励金
	借入金	26,500	ひまわり借入金16,500千円(建築15,000千円+蔵取り壊し1,500千円)・県社協10,000千円
	その他	52	利息など
収入合計(1+2+3)		74,400	

令和8年度活動予算書

法人設立の日から令和9年3月31日

支出

単位：千円

区分	費目	令和8年度予算額	A型事業	
			説	明
事業費	事業費(1)	74,160		
	人件費・パート(職員)	25,000	人件費(職員5人・パート1人)	
	処遇改善加算	3,939	介護等処遇改善加算	
	社会保険料等	3,400	社会保険料・労働保険料	
	通信運搬費	150	電話料(固定・携帯)・郵便料	
	福利厚生費	45	健康診断9,000円×5人	
	接待交際費	50	来客接待及び打合せ費	
	慶弔費	50	職員等慶弔	
	損害保険料	400	損害保険料(職員及び利用者)・火災保険)	
	消耗品費	300	事務用品(25千円×12ヶ月)	
	燃料費	500	送迎用及び灯油	
	光熱水費	960	月80千円×12ヶ月(電気・ガス・水道代)	
	使用料及び賃借料	132	請求ソフト月11千円×12ヶ月	
	屋食費	1,651	一食430円×20人×月16日×12ヶ月	
	工事費	26,500	巧事業所増築工事費25,000千円・蔵取り壊し等1,500千円	
	福利行事費	502	施設外研修・クリスマス会・誕生会等・利用者健診19人=152千円	
	会議費等	100	総会及び理事会費用	
	退職積立金	960	(職員月16千円×5人×12ヶ月)	
	雑費	4,481	ホームページ作成費200千円・運営費4,281千円	
	顧問料	640	顧問税理士年間200千円・社労士年間200千円・給与計算等年間240千円	
公租公課	900	源泉所得税・消費税等		
イベント費	300	あおぞら公園フェスティバル事業負担金		
予備費	3,200			
管理費	管理費(2)	240		
	役員報酬	240	1名分	
	支出合計(1+2)	74,400		
	増減額	0		
	次期繰越金	0	次年度繰越予定	

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日  
単位：千円

収 入

区分	費 目	令和9年度予算額	A型事業
			説 明
事業 収 入	会費(1)	22	NPO法人会費(11名×2,000円)
	事業収益(2)	49,791	
	訓練等給付金	43,200	1日9,000円×月延400人×12ヶ月(雇用契約者17人・非雇用者3人)
	処遇改善加算	4,147	43,200千円×0.96%=4,147千円
	預り金(社会保険料等)※	2,100	社会保険料及び所得税など
	給食負担金	344	月3,500円×5人×12ヶ月=210千円・利用者月700円×16人×12ヶ月=134千円
	事業外収入(3)	587	
	雇用助成金・補助金・奨励金等	500	特定求職者開発助成金(2人分)、富山県・富山市雇用奨励金、
	借入金	0	
	その他	87	利息など
収入合計(1+2+3)		50,400	

令和9年度活動予算書(巧)

令和9年4月1日から令和10年3月31日

支出

単位：千円

区分	費目	令和9年度予算額	A型事業	
			説	明
事業費支出	事業費(1)	47,345		
	人件費・パート(職員)	30,000	人件費(職員5人・パート1人)	
	処遇改善加算	4,147	介護等処遇改善加算	
	社会保険料等	3,500	社会保険料・労働保険料	
	通信運搬費	150	電話料(固定・携帯)・郵便料	
	福利厚生費	45	健康診断9,000円×5人	
	接待交際費	50	来客接待及び打合せ費	
	慶弔費	50	職員等慶弔	
	損害保険料	400	損害保険料(職員及び利用者・火災保険)	
	消耗品費	300	事務用品(25千円×12ヶ月)	
	燃料費	500	送迎用及び灯油	
	光熱水費	960	月80千円×12ヶ月(電気・ガス・水道代)	
	使用料及び賃借料	132	請求ソフト月11千円×12ヶ月	
	昼食費	1,733	一食430円×21人×月16日×12ヶ月	
	工事費	0	巧事業所増築工事費	
	福利行事費	688	施設外研修・クリスマス会・誕生会等(折半含む)・利用者健診20人×8,000円=160,000円	
	会議費等	90	総会及び理事会費用	
	退職積立金	960	(職員月16千円×5人×12ヶ月)	
	雑費	700		
	顧問料	640	顧問税理士年間200千円・社労士年間200千円・給与計算等年間240千円	
公租公課	1,000	源泉所得税・消費税等		
イベント費	300	あおぞら公園フェスティバル事業負担金		
予備費	1,000			
管理費	管理費(2)	2,080		
	役員報酬	240	1名分	
	返済金	1,840	ひまわり年間1,000千円・県社協月140千円×6ヶ月=840万円	
支出合計(1+2)		49,425		
増減額		975		
次期繰越金		975	次年度繰越予定	